

## 病児保育室「はねの家」受け入れ基準

令和7年12月22日作成

### 【利用できる場合】

- ・ 傷病等の回復期に至らず、当面症状の急変が認められない場合に、医師による病児保育が可能と診断され、所定の『病児保育事業利用児童状況書』が提出できる生後6か月から小学校3年生までの児童
- ・ 体温が39℃未満で、感冒症状、急性上気道炎や、各疾患について示した基準を満たす場合
- ・ 食事や水分を摂れ、脱水症状の兆候がなく、呼吸状態が落ち着いている場合

### 【利用できない場合】

- ・ 医師による診断を受けていない場合
- ・ 所定の『病児保育事業利用児童状況書』を提出できない場合
- ・ 以下の症状がある場合
  - 1 39℃以上の発熱が続いている場合
  - 2 嘔吐・下痢がひどく、脱水症状の兆候がある場合
  - 3 咳・喘鳴(ゼーゼー)がひどく呼吸困難である場合(喘息発作を含む)
  - 4 ほとんど飲んだり食べたりできない場合
  - 5 点滴などの医療行為を行っている場合
  - 6 重篤な疾患で入院等の措置が必要と考えられる場合
  - 7 難治性の疾患で治療が継続している場合
  - 8 免疫抑制剤の投与中であって免疫機能が著しく低下している状態
  - 9 感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い場合
  - 10 けいれん・てんかん発作が頻回に起こっている場合
  - 11 その他、医師により受け入れが不可能と判断した場合

## 感染症別 病児保育受け入れ基準

病名	受け入れ基準
COVID-19	発症4日目以上で39℃以下 食事・水分摂取可能（個室対応）
インフルエンザ	発症3日目以降で39℃以下 食事・水分摂取可能（個室対応）
はしか（麻疹）	解熱後3日経過してから
風疹	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふく風邪）	発症4日目以降、症状の回復傾向があれば可能 （個室対応）
咽頭結膜炎（プール熱）	症状安定していれば利用可 （個室対応）
百日咳	咳消失または 抗菌薬治療5日間経過後
溶連菌感染症	抗菌薬内服開始後
マイコプラズマ肺炎	抗菌薬内服中であれば利用可 （個室管理）
手足口病	発症翌日から症状安定していれば利用可
伝染性紅斑（リンゴ病）	利用可
ウイルス性胃腸炎 （ノロ・ロタ等）	24時間 嘔吐・下痢がおさまり飲食が可能であれば 利用可
ヘルパンギーナ	発症翌日から症状安定していれば利用可
RSウイルス/ ヒトメタニューモウイルス感染症	症状安定していれば利用可
帯状疱疹	病変部位が適切に保護できれば利用可
突発性発疹	医師が保育可能と判断すれば利用可
伝染性膿痂疹（とびひ）	病変部位が適切に保護できれば利用可
結核	医師が感染の恐れがないと判断すれば利用可
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと判断すれば利用可